## デジタルデバイド解消に関する連携協定書

渋谷区(以下「甲」という。)とKDDI株式会社(以下「乙」という。)は、令和3年度から実施した実証事業の効果検証と成果を踏まえ、引き続きデジタルデバイド(情報格差)を解消するために連携し、デジタル機器等の活用支援により、区民の生活の質の向上を目指すことを目的として、次のとおり相互に連携・協力する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (連携協力事項)

- 第1条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項(以下「連携協力事項」という。)について、協力して取り組むものとする。
  - (1) スマートフォンやアプリ等の活用支援
  - (2) スマートフォン等のデジタル機器やアプリ等に関する学びの提供
  - (3) デジタル機器やアプリ等を活用した健康活動や見守り(共助)の推進
  - (4) 生活の質の向上につながる渋谷区推奨アプリの普及促進と活用支援
  - (5) デジタル機器について安心して相談できる地域づくり
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力することが必要と認められる事項

#### (役割)

- 第2条 連携協力事項に関する甲の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 区有施設の活用
  - (2) 企画の検討、関係部署や事業者等の調整
  - (3) 取組に関する周知、広報及び募集
  - (4) 前条第2号に掲げる事項の実施に必要な情報の提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 連携協力事項に関する乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 甲が実施するスマホサロンや講座でのサポート (無償)
- (2) スマートフォンに関する講座の企画及び実施 (無償)
- (3) 渋谷区近隣店舗における渋谷区推奨アプリ等の利活用サポート
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要と認める事項

#### (費用負担)

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施費用について、前条に規定する甲乙それぞれ の役割に応じて負担するものとする。

#### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た情報につき、本協定の有効期間中及び 有効期間終了後を問わず、相手方の書面又は電磁的記録による承諾を得ることなく、 第三者に開示又は遺漏しないものとする。ただし、法令に基づく開示請求又は裁判所 の命令があった場合は、この限りでない。

## (個人情報の取扱い)

第5条 乙は、本協定に基づき業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護及び管理に関する特記事項(別紙)を遵守しなければならない。

#### (協定の解約)

- 第6条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、催告したにもかかわらず これが是正されないときは、本協定を解約することができるものとする。
  - (1) 本協定の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
  - (2) 本協定に違反したとき。
- 2 乙が破産、会社更生、民事再生等の申立てをし、若しくは他から受け、差押え、仮 差押え、仮処分を受ける等信用が悪化し、又は本協定に関連する事業の営業を停止し たときは、甲は直ちに本協定を解約することができる。

### (損害賠償)

第7条 甲及び乙は、前条に規定する事由又は自己若しくは自己の職員・従業員の故意若しくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

#### (協定の期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、締結した日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の6か月前までに甲又は乙から協定を継続する旨の申出があった場合は、甲乙協議の上、本協定は、有効期間満了日の翌日を 始期として更に1年間、同一条件にて更新されるものとし、その後も同様とする。

#### (本協定の見直し)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都 度協議の上、必要な措置を行うものとする。

#### (協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義のある事項については、その都度、甲及び乙が協議の上解決するものとする。

本協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

# 令和6年2月7日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区 代表者区長 長谷部 健
- 乙 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号 KDDI株式会社 代表取締役社長 髙橋 誠